

伊丹市条例等の制定及び見直しに関する指針

総務部法制課

平成26年5月1日施行

平成28年4月1日改正

令和8年4月1日改正

この指針は、行政課題が複雑化、多様化する中で、条例等を積極的かつ効果的に活用して、市の実状に応じた政策を実現するため、条例等の制定や見直しのあり方を明らかにすることにより、職員が共通の認識をもって、条例等を活用した政策形成に取り組むことを目的とする。

1 条例制定の基本方針

条例が、政策形成の重要な手法であることを踏まえ、次に掲げる基準に基づき、適切に制定するものとする。

(1) 条例で定める意義があるもの（**任意的条例事項**）

次に掲げるもので、法規範*としての効果が期待でき、かつ、議会審議を経て市の総意により決定することが適当であると認められるもの

- (a) 市民に直接影響を及ぼすような重要な政策で、長期的に継続するもの
- (b) 権利義務規制ではないが、市民に一定の責務をかけ、又は作為を求めるもの
- (c) 市政全般や個別行政分野の政策の基本的な方針・事項を定めるもの
- (d) 市民の権利を創設し、又は保護するもの
- (e) 市政への住民参加の推進や手続を定めるもの
- (f) 法による許可の基準等、法の執行に必要な事項で重要なもの

* 法規範・・・法的拘束力をもってルール化された一定の行為・評価・判断等の基準

(2) 必ず条例で定めなければならないもの（**必要的条例事項**）

- (a) 市民の権利を制限し、又は義務を課すもの
- (b) 罰則を設けるもの
- (c) その他法令により、条例で定めることとされているもの

2 規則・要綱等

政策実現と行政運営を適切に行うため、条例のほか、自治立法である規則と、行政内部の事務執行の指針である要綱とを、別表に掲げる基準に基づき、適切に使い分けるものとする。

3 条例の管理の基本

条例は、政策を具体化したものであることから、その制定後、適切に執行・運用し、定

期的に評価し、必要な見直しを行い、条例が常に有効で妥当なものであるように管理しなければならない。

4 条例制定の際の留意事項

- (1) 条例制定の根拠となる社会的事実（**立法事実**）を的確に踏まえる。
条例の必要性や正当性は、立法事実により裏付けられる。市民・議会に説明できる客観的なデータに基づき、立法事実を的確に把握し、分析しなければならない。特に、権利を制限し、義務を課す条例においては、慎重かつ正確な検討を要する。
- (2) 政策・制度等の内容は、複数の案を十分に比較検討し、合理的・合法的で、最善の効果をもたらす内容とする。
- (3) 条例の内容に応じ、次に掲げる場合は、見直し条項（検討条項）を活用するものとする。
 - (a) 積み残した課題や情勢の変化に応じた措置の必要性が見込まれる場合
 - (b) 権利義務規制の条例を新たに制定する場合（規制の必要性・妥当性検証のため）
- (4) 条例の発意に当たっては、制定理由を明確化するため、立法事実・課題設定・目的設定・解決方法を簡潔に示す**条例立案企画書**（法制課指定様式）を作成するものとする。（軽易な内容の条例を除く。）
- (5) 新規条例や、重要又は複雑な条例改正の内容の検討に当たっては、**条例案要綱**を作成するものとする。
- (6) 市の実状を踏まえた政策的な条例を制定する過程においては、市民の意見が反映されるよう、市民への説明と市民参加の機会の確保に努めるものとする。

5 条例の執行・運用の際の留意点

- (1) 条例の執行・運用が、公正なものになっているか、解釈誤りや担当者による不統一などがなく、所管課において、適宜、点検するものとする。
- (2) 次に掲げる条例その他の条例で、条文だけでは趣旨や意味がわかりにくいものについては、逐条解説を作成するものとする。この場合において、これを公表するよう努めるものとする。
 - (a) 情報公開など行政通則的な内容の条例で、全庁的に条例を執行・運用する必要があるもの
 - (b) 独自の政策を定めた条例
 - (c) 市民の権利を制限し、又は義務を課す条例

- (3) 理念的・基本的な条例は、これに基づく個別の条例の制定や、その他の政策の実施により、具体的な運用が伴っているか、所管課において確認する。

6 条例の定期的な評価

- (1) 条例は、政策としての最適性を維持するために、原則として5年ごとに、その効果、妥当性等を分析・評価しなければならない。
- (2) 評価の視点は、次のとおりとする。（行政評価の視点とは異なる。）

必要性・妥当性	立法事実や課題に変化がないか。現在も条例が必要か。
有効性	規定内容は、目的の実現に効果をあげているか。
効率性	規定内容は、費用対効果において、最も効率的な手法であるか。
適法性	法令や判例との関係性に変化はないか。現在も適法な内容か。
公平性	規定内容による効果・負担は、公平性が維持されているか。
適正性	執行・運用は、適正になされているか。不合理な手続等はないか。
政策方針との整合性	政策の基本方針と整合しているか。かい離が生じていないか。

- (3) 理念条例・基本条例の評価は、当該条例に基づく個別条例・施策の総合的な推進の状況や、理念・基本条例の認知度等に着眼して、(2)に準じて行う。

7 条例の見直し

上記条例の評価の結果、改善点や問題があった場合は、実際に条例を見直し、必要な改正を行わなければならない。執行・運用の改善を要する場合は、必要な改善を行うものとする。

8 条例の体系化

- (1) 特定の行政分野の政策の総合的方向性等を示す必要がある場合は、当該行政分野に係る基本条例を置くことができる。
- (2) 基本条例を置いた場合は、これを具体化するための個別条例を、系統立てて整備するものとする。条例を要しないものについては、規則・計画など、基本条例の目的を実現するための手法を採るものとする。

9 規則・要綱等の管理

上記3から7の条例の管理に準じて、各所管課において適切に管理するものとする。

10 本指針の見直し

この指針の見直しは、施行の日から一定期間経過後に、総務部法制課が行うものとする。

別表

1 条例（再掲）

(1) 必ず条例で定めなければならないもの（必要的条例事項）

- (a) 市民の権利を制限し、又は義務を課すもの
- (b) 罰則を設けるもの
- (c) その他法令により、条例で定めることとされているもの

(2) 条例で定める意義があるもの（任意的条例事項）

次に掲げるもので、法規範としての効果が期待でき、かつ、議会審議を経て市の総意により決定することが適当であると認められるもの

- (a) 市民に直接影響を及ぼすような重要な政策で、長期的に継続するもの
- (b) 権利義務規制ではないが、市民に一定の責務をかけ、又は作為を求めるもの
- (c) 市政全般や個別行政分野の政策の基本的な方針・事項を定めるもの
- (d) 市民の権利を創設し、又は保護するもの
- (e) 市政への住民参加の推進や手続を定めるもの
- (f) 法による許可の基準等、法の執行に必要な事項で重要なもの

2 規則

市長の権限に属する事務に関し定めることができる法規であり、市民への影響や法的拘束力の要否を考慮して、主として次に掲げるものについて定めるものとする。

- (1) 法令又は条例により、規則で定めることとされているもの
- (2) 法令又は条例の執行に必要な手続等
- (3) 市民に影響を及ぼすような政策で、条例化する必要のないもののうち、法的拘束力を必要とするもの
- (4) 行政の内部組織や運営に関するもので重要なもの
- (5) 事務執行の統一性を図る必要があるもの

3 要綱

行政の内部規律であり、法規ではない。法的拘束力を持つ必要のない事項で主として次に掲げるものについて、機動的、弾力的に制定できる特徴を踏まえ、定めるものとする。

- (1) 法令、条例、規則の解釈や実施細目
- (2) 予算に基づき行われる事業の事務処理の基準等
- (3) 行政の内部管理事項

(4) 任意的条例事項に該当する事業・制度等で、試行的に行うもの